

平成28年10月25日

林野庁長官
今井 敏 殿

森林部門技術士会会長
根橋 達三

技術士（森林部門）の活用等について （要望）

貴職におかれましては、日頃より「森林部門技術士会」の活動につきまして、ご高配、ご指導を賜り厚く御礼申し上げます。

ご承知のように、技術士は、科学技術分野における専門的知識及び応用能力を有する技術者（技術士法第2条）であり、技術者として最高の国家資格であります。

つきましては、下記事項をご勘案頂き、技術士（森林部門）の幅広い活用等の実現に特段のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

記

1 技術士（森林部門）の4専門分野の積極的活用等

技術士（森林部門）は、「林業」、「森林土木」、「林産」及び「森林環境」の4専門分野を包含しておりますが、以下のような業務等につき、専門技術者として活用に特段のご配慮を頂きたい。

- (1) 森林・林業政策の推進に当たって、市町村森林計画等の策定、森林整備・保全計画の策定、地域材利活用及び森林バイオマス利用、山地保全・森林生態系保全等における研究・調査・計画及び技術指導等の業務
- (2) 公的機関及び指定管理者等における専門技術者としての積極的活用、各種審議会や委員会委員への積極的登用

2 行政目標達成及び総合評価方式等に対応しての技術士の優先活用等

- (1) 「林業の成長産業化・森林吸収源対策」や「緑の国土強靱化」の推進をはじめとする行政目標の達成及び森林・林業技術者全般の地位の向上等を図るためにも、事業内容に応じ、発注における資格に関し、「林業」、「森林土木」、「林産」、「森林環境」の森林部門の専門性を十分評価され、活用されるよう特段の配慮を頂きたい。
- (2) CLT 等新たな製品開発、地域材の利活用、木質バイオマスの利用促進が喫緊の課題となっている中、これら業務の補助事業、委託事業の採択にあたって森林部門技術士「林産」資格者が参画していることを重要視しているとの評

価をして頂いているところですが、今後とも技術士森林部門「林産」資格者の配置の義務化、優先的活用方策等について、ご検討願いたい。

(3) 近年、各種事業の調査・設計及び施工管理等の業務では、品質確保等の観点から、総合評価、企画公募等の方式の採用が進められていますが、これら方式を実施するに当たっては、技術士（森林部門）の配置の義務化ないしは優先的活用を頂きたい。

3 技術士試験の受験奨励

森林・林業行政目標の達成、及び森林・林業技術者全般の地位の向上等を図るためにも、広く民間団体等に対しても技術士試験の受験奨励に特段の配慮を頂きたい。

(1) 特に、木材需要創出のため、川下における「林産」技術者の増大と活用が望まれるところであり、技術士森林部門の専門科目「林産」の受験奨励。

(2) 技術士資格の第一ステップである技術士第一次試験（技術士補の資格取得）受験の奨励

4 継続教育（CPD）の積極的評価

技術士（森林部門）は公益社団法人日本技術士会の技術士 CPD 認定会員として、あるいは一般社団法人森林・自然環境技術者教育会の森林分野 CPD（JAFEE - CPD）会員として日夜研鑽に努めています。総合評価等による契約方式が拡大しつつある中で、これら CPD に積極的に対応している技術士については的確に技術点評価がなされるよう特段の配慮を頂きたい。